

株式会社フィル・カンパニー

定 款

# 株式会社フィル・カンパニー

## 定款

### 第1章 総則

#### (商号)

第1条 当会社は、株式会社フィル・カンパニーと称し、英文では、Phil Company,Inc.と表示する。

#### (目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 新規事業の企画、立案、調査の受託
- 2 新規事業のための市場調査、情報処理収集提供サービス
- 3 経営コンサルティング
- 4 資産運用コンサルティング
- 5 宅地建物取引業
- 6 不動産の取得、所有、売買、賃貸、管理
- 7 建築の企画、デザイン、設計、監理、施工およびコンサルティング業務
- 8 建設業
- 9 第二種金融商品取引業、投資助言業、代理業、投資運用業
- 10 不動産特定共同事業
- 11 不動産投資顧問業
- 12 駐車場の経営
- 13 飲食店業
- 14 店舗運営に係る事業
- 15 フランチャイズおよびライセンス展開に係る事業
- 16 広告代理業
- 17 イベントの企画、実施
- 18 出版業
- 19 総合リース業
- 20 シェアハウスの運営および管理
- 21 シェアオフィスの運営および管理
- 22 ホテル、旅館業
- 23 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業
- 24 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業および住宅宿泊仲介業
- 25 保育事業の経営
- 26 ベンチャー企業への投資およびその育成

- 2 7 駐車場運営に関する I T コンサルティングおよび各種マーケティングリサーチ
- 2 8 インターネットを利用した情報提供サービス
- 2 9 クラウドファンディング事業
- 3 0 生命および損害保険代理店業務
- 3 1 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- 3 2 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- 3 3 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本社を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、17,100,000 株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月30日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものをとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使す

ることができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

#### 第4章 取締役および取締役会

##### (取締役の員数)

第17条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

##### (取締役の選任)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

##### (取締役の任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

##### (代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

##### (取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その

議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 23 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 24 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 25 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

## 第5章 監査等委員会

### (常勤の監査等委員)

第28条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

### (監査等委員会の招集通知)

第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

### (監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 計算

### (事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの1年とする。

### (剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

### (剰余金の配当の基準日)

第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。
- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### (配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

- 2 未交付の配当財産には利息をつけないものとする。

## 附則

### (監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第17期定時株主総会において決

議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、第17期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に關し、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約については、なお、従前の例による。

（本店の所在地の変更に関する経過措置）

第2条 第3条（本店の所在地）の変更は、2022年12月29日までに開催される取締役会において決定する本店移転日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則第2条は、本店移転効力発生日経過後、これを削除する。

平成17年 3月16日定款作成

平成17年 3月16日定款認証

平成17年 6月 3日会社設立

平成18年 1月17日定款一部変更

平成18年 6月 9日定款一部変更

平成18年10月31日定款一部変更

平成19年 9月28日定款一部変更

平成20年 7月22日定款一部変更

平成21年 4月30日定款一部変更

平成22年 4月10日定款一部変更

平成22年11月26日定款一部変更

平成23年 7月15日定款一部変更

平成26年 2月20日定款一部変更

平成28年 2月24日定款一部変更

平成28年 4月13日定款一部変更

平成29年 4月15日定款一部変更

平成30年 2月21日定款一部変更

令和4年 2月22日定款一部変更